



埼玉県報

第547号
令和6年(2024年)
9月6日
金曜日

目次

告示

- 自転車競技法第3条第2号及び第3号に係る事務に関する告示 (県営競技事務所)
- 自転車競技法第3条第2号及び第3号に係る事務に関する告示 (県営競技事務所)
- 自転車競技法第3条第2号及び第3号に係る事務に関する告示 (県営競技事務所)
- 自転車競技法第3条第2号及び第3号に係る事務に関する告示 (県営競技事務所)
- 自転車競技法第3条第2号及び第3号に係る事務に関する告示 (県営競技事務所)
- 県広報紙「彩の国だより (令和6年8月号から令和7年4月号まで)」の新聞折り込み及び配布業務に関する契約の相手方等の公示 (広報課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (水環境課)
- 救急病院等の申出 (医療整備課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 備前渠用水路土地改良区の役員退任届 (大里農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- DocuWorksソフトウェアライセンスの調達に関する落札者等の公示 (会計課)
- 県道蓮田白岡久喜線の区域の変更 (杉戸県土整備事務所)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

告 示

埼玉県告示第九百九十八号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都品川区北品川一丁目二十番九号

二 委託契約締結日

令和六年四月一日

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百九十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田一丁目十四番十号

二 委託契約締結日

令和六年四月一日

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

オッズ・パーク株式会社

東京都中央区京橋二丁目二番一号

二 委託契約締結日

令和六年四月一日

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千一号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社 WinTicket

東京都渋谷区宇田川町四十番一号

二 委託契約締結日

令和六年四月一日

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 受託者の名称及び所在地

株式会社オータ

東京都新宿区西新宿七丁目五番二十五号

二 委託契約締結日

令和六年四月一日

三 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

県広報紙「彩の国だより（令和6年8月号から令和7年4月号まで）」の新聞
折り込み及び配布業務 約1,600千部×9回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年7月1日

4 落札者の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4

5 落札金額

7.74円（8ページ税抜き1部当たりの単価）

9.50円（12ページ税抜き1部当たりの単価）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月16日

告 示

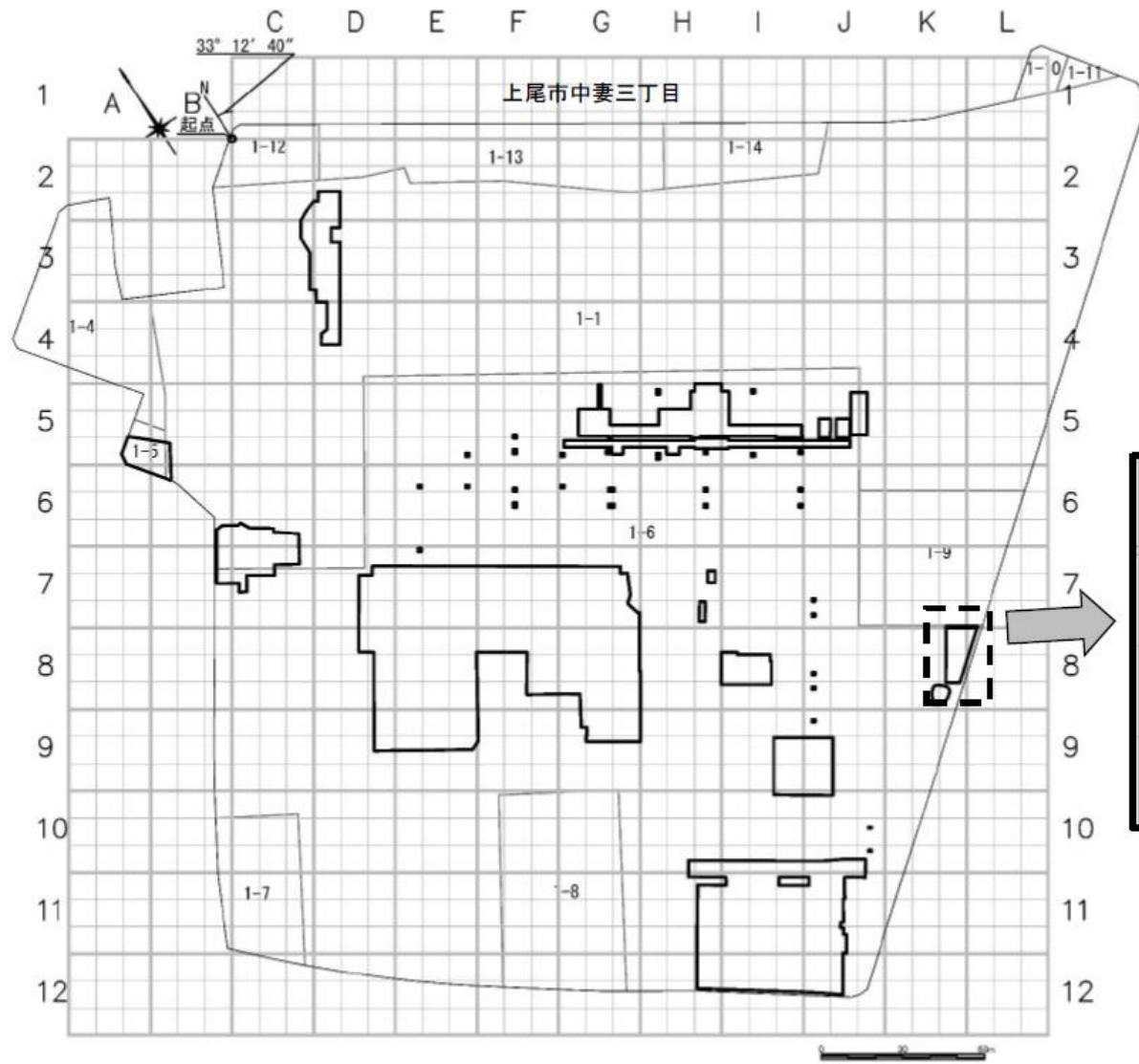
埼玉県告示第千四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第七百十八号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

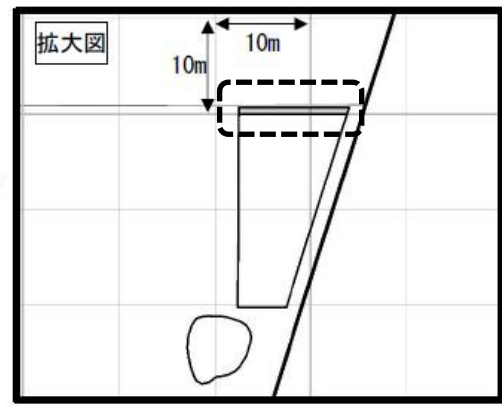
- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県上尾市中妻三丁目一番六の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



【起点】
 起点は上尾市中妻三丁目1番12の
 既往調査の起点とする。

【格子の回転角度】
 33° 12' 40"

- : 敷地境界 □: 調査対象地
- : 30m格子 □: 10m格子 - : 筆境界
- : 形質変更時要届出区域を解除する区域



各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名: A1
 単地区画名: A1-5

告示

埼玉県告示第千五号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和六年九月五日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
川口市立医療センター	埼玉県川口市大字西新井宿百八十番地	令和九年九月四日
医療法人桐和会タムスくら病院川口	埼玉県川口市大字神戸二百五十八番地一	同右
医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	埼玉県富士見市大字鶴馬千九百六十七番地一	同右
医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	埼玉県入間郡三芳町藤久保九百七十四番三号	同右
草加松原整形外科医院	埼玉県草加市松江二丁目三番二十六号	同右
さいたま市民医療センター	埼玉県さいたま市西区島根二百九十九番地一	同右
独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目八百五十一番地	同右
医療法人社団松弘会三愛病院	埼玉県さいたま市桜区田島四丁目三十五番十七号	同右
医療法人社団医鳳会さいたま岩槻病院	埼玉県さいたま市岩槻区大字慈恩寺七十五番地	同右
武蔵嵐山病院	埼玉県東松山市大字上唐子字引野裏千三百十二番地一	同右
医療法人刀圭会本川越病院	埼玉県川越市中原町一丁目十二番地の一	同右

帯津三敬病院	埼玉県川越市大字大中居五百四十五番地	令和九年九月四日
川越救急クリニック	埼玉県川越市大字小仙波千四十九番地一	同右
社会医療法人至仁会圏央所沢病院	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘四丁目二千六百九十二番地一	同右
埼玉西協同病院	埼玉県所沢市大字中富元下安松分字北新田千八百六十五番地一	同右
東鷲宮病院	埼玉県久喜市桜田二丁目六番地五	同右
独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	埼玉県蓮田市大字黒浜四千百四十七	同右
医療法人顕正会蓮田病院	埼玉県蓮田市大字根金千六百六十二番地一	同右
埼玉よりい病院	埼玉県大里郡寄居町大字用土三百九十五番地	同右
秩父第一病院	埼玉県秩父市中村町二丁目八番十四号	同右

告 示

埼玉県告示第千六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ神川店

埼玉県児玉郡神川町元阿保字新田道九百七―四 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二千五百十二番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二千五百十二番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年四月二十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百四十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七・一立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年八月二十日

二 縦覧期間

令和六年九月六日から令和七年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月六日から令和七年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コープかすかべ東店

埼玉県春日部市粕壁東一丁目千八百五十五―一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

生活協同組合コープみらい 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

生活協同組合コープみらい 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計二者

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年四月二十二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百二十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五十六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 百九十三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 百二十六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 十一・八八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時まで 外

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

ト 届出年月日

令和六年八月二十一日

二 縦覧期間

令和六年九月六日から令和七年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月六日から令和七年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、備前渠用水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	島田 久美子	埼玉県熊谷市妻沼台二十五番地二

告 示

埼玉県告示第千九号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（下水道計画）

三 作業地域

さいたま市の一部

四 作業期間

令和六年七月八日から令和七年二月七日まで

告 示

埼玉県告示第千十号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

令和六年七月十八日から令和七年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千十一号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

DocuWorks ソフトウェアライセンスの調達 8,147ライセンス

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年6月27日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 落札金額

65,560,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年5月28日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘三四六九 番六地先から同市大字黒浜字桜ヶ 丘三五〇五番四地先まで		区 間
一〇・一〇〇 四五・二三	六・五〇〇 一二・五〇	敷地の幅員 (メートル)
五五〇・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年九月六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年九月十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 令和七年度当初教育局等職員人事異動方針について
- ロ 県議会令和六年九月定例会提出予定案件について
- ハ その他